

# 山梨県公報

第二千三百十号

平成二十五年

三月二十八日

木曜日

## 目次

### 告示

指定代理納付者の指定……………一三三

山梨県土地利用基本計画の変更……………一三一

救急病院等の認定……………一三二

山梨県地域保健医療計画の変更……………一三一

平成二十五年における山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金及び駐車場の許可を要しない日を定める告示……………一三三

山梨県農産物奨励品種の指定の一部改正……………一三三

県営土地改良事業計画の決定……………一三四

県営土地改良事業の完了(八件)……………一三四

道路の供用開始……………一三五

道路の区域変更(四件)……………一三五

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一三六

河川区域の指定の一部改正……………一三六

廃川敷地等……………一三六

指定試験機関の名称変更……………一三七

宅地建物取引主任者証交付者の受講すべき講習の指定の一部改正……………一三七

### 公告

換地処分の実施……………一三七

基本測量の実施……………一三七

開発行為に関する工事の完了について……………一三七

都市計画の変更図書の縦覧……………一三七

### 教育委員会

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………一三八

その他……………一三八

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程……………一三八  
山梨県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令……………一三九

## 告示

### 山梨県告示第百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。  
平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

次国際ブランドマークが付されたクレジットカード

MasterCard

VISA

JCB

American Express

ダイナース

四 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

### 山梨県告示第百十四号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更

二 変更内容

山梨県公報 第二千三百十号 平成二十五年三月二十八日

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第百十五号**

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨県立中央病院	甲府市富士見二丁目一番一号

二 認定期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

**山梨県告示第百十六号**

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により山梨県地域保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第十三項の規定により告示する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課、各保健所及び各地域県民センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

社会保障・税一体改革大綱などの方針に基づき、急速な高齢化や社会構造の多様化、複雑化等に伴う患者の疾病構造の変化に対応するため、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の各疾病、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。)の各事業の、いわゆる四疾病・五事業に精神疾患及び在宅医療を加え、五疾病・五事業及び在宅医療を中心とした医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の確保が求められている。

また、医師をはじめとした医療従事者の確保対策、東日本大震災の教訓に基づく

災害医療体制の確保対策等についても重要課題として位置付けられている。

このような方針を受け、今後とも、医療機能の分化及び連携に基づく、急性期から回復期、維持期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、本県の実情に即して現行計画の見直しを行い、新たな「山梨県地域保健医療計画」を策定した。

2 基本理念

県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会づくりを目指し、県民自らの自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的な体制整備に取り組む。

3 計画の位置づけ

この計画は、医療法に定める医療計画である。本県の保健医療分野を統括する計画である。

介護保険事業支援計画(健康長寿やまなしプラン)、健康増進計画(健やか山梨21)等の中で医療の確保に関連する内容及び医療と密接に関連する施策と調和を図った計画である。

4 計画の期間

平成二十五年度を初年度とし、平成二十九年度を目標年度とする五箇年計画である。

二 計画の概要

1 医療圏

- (1) 一次医療圏 原則として市町村を単位とする区域とする。
- (2) 二次医療圏 次のとおりとする。

医療圏名	構成市町村
中北医療圏	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町
峡東医療圏	山梨市 笛吹市 甲州市
峡南医療圏	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町
富士・東部医療圏	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村

2 基準病床数 (3)三次医療圏 山梨県全域とする。

病床種別	区 分				基準病床数	既存病床数
	二次医療圏		富士・東部医療圏			
療養病床 一般病床	中北医療圏	峡東医療圏	全 県		三、五七六	四、六八二
			峡南医療圏	富士・東部医療圏	一、四六八	二、〇六九
精神病床	二次医療圏		全 県		三二六	五五五
	富士・東部医療圏		全 県		七七四	一、一四三
感染症病床	二次医療圏		全 県		六、一四四	八、四四九
	富士・東部医療圏		全 県		二、三四五	二、四六八
結核病床	二次医療圏		全 県		二〇	五〇

備考 既存病床数については、平成二十五年一月三十一日現在

3 人材の確保と資質の向上

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の医療従事者の確保に引き続き努める。

4 地域医療提供体制の整備

(1) 県民に対する医療情報の提供、インフォームドコンセントの推進、セカンドオピニオンの普及促進等、住民及び患者の立場に立った医療提供体制を整備する。

(2) 二次医療機関の確保、三次医療機能の充実、病期等に着眼した機能分担と連携の推進を図る。

5 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制

(1) がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の予防対策を推進するとともに、これらの疾病に係る医療連携体制を整備する。

(2) 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の充実を図る。

(3) 住み慣れた生活の場において医療が受けられるよう、在宅医療について地域の実情にあった体制を整備する。

6 保健・医療・福祉の総合的な取り組み  
健康づくり、高齢者保健福祉、障害者保健福祉などの充実を図る。

7 計画の推進方策と進行管理

計画の内容を、県民をはじめ市町村、保健・医療・福祉関係者に周知するとともに、関係機関等との連携を強化し計画を推進する。また、山梨県医療審議会等において、毎年度、本計画に盛り込まれた目標の達成状況について分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を見直す。

山梨県告示第百十七号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）別表第二及び附則第二項の規定により、次のとおり駐車料金及び許可を要しない日を定める。  
平成二十五年三月二十八日

平成二十五年年度

山梨県知事 横内正明

区 分	駐車料金	備 考
一 七月十二日午後五時から 同月十五日午後五時まで、 同月二十六日午後五時から 同月二十八日午後五時まで 及び八月二日午後五時から 同月二十五日午後五時まで	一台一回につき一、〇〇〇円	
二 前項に規定する日時以外	無料	駐車場への自動車の駐車については、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第五条第一項の許可を要しない。

山梨県告示第百十八号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

一の表中  
 同  
 同  
 ひとこ  
 ひとこ  
 中生偏 中間地帯及び一部高冷地  
 穂重型 帯に適する。  
 を

同	同	ひとこ こち	中生 偏穂重 型 中間地帯及び一部高冷地 帯に適する。
同	同	吟のさ と	晩生 穂重型 平坦地帯に適する。

に改める。

**山梨県告示第百十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（小笠原地区農地環境整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年三月二十九日から同年四月二十五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十五年四月二十六日から同年五月十日まで

**山梨県告示第二十号**

県営土地改良事業（三ツ沢地区ため池等整備事業）の工事は、平成二十五年一月二十九日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第二十一号**

県営土地改良事業（茅ヶ岳地区かんがい排水事業）の工事は、平成二十四年三月二十七日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第二十二号**

県営土地改良事業（四ヶ村堰地区かんがい排水事業）の工事は、平成二十四年三月二十七日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第二十三号**

県営土地改良事業（帯那地区ため池等整備事業）の工事は、平成二十四年二月二十九日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第二十四号**

県営土地改良事業（葦崎双葉地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成二十四年三月二十七日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

**山梨県告示第二十五号**

県営土地改良事業（白根地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成二十四年三月十九日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百二十六号

県営土地改良事業（白根中央地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成二十五年三月十五日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百二十七号

県営土地改良事業（明野地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成二十四年三月二十七日をもって完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	穴山停車場線	斐崎市穴山町字夏目四二四四番の四地先から 斐崎市穴山町字宿尻四二二七番の二地先まで	二六四・〇	平成二十五年三月二十八日

山梨県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧	
山梨市堀内字薬師前一〇番の二地先から 山梨市市川字庭藏二二六三番の二地先まで	一〇・六 三八・二	一〇・六 一九二・五	一九二・五

山梨県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 穴山停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新	
斐崎市穴山町字夏目四二四四番の四地先から 斐崎市穴山町字宿尻四二二七番の二地先まで	〇・〇	〇・〇	〇・〇

で	新	一六・二丁	二六四・〇
		一六・〇	

**山梨県告示第百三十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町北原字篤久保四一三〇番の内 一地从先から 山梨市牧丘町北原字篤久保四二二九番の一 地先まで	一四・一 二九・一	一四・七 三三・五	七〇・〇	七〇・〇

**山梨県告示第百三十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 敷島竜王線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲斐市亀沢字大下官有無番地先から 甲斐市亀沢字大下三八八三番の一地从先まで	一三・七 一九・六	九・六 一五・四	二二・〇	二二・〇

**山梨県告示第百三十三号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間
国道	139号	富士吉田市上吉田字桂橋三四六四番の二地从先から 富士吉田市下吉田字中丸尾三五一七番の一地从先まで

**山梨県告示第百三十四号**

一級河川須玉川に係る河川区域の指定（昭和四十九年山梨県告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

第二号図に係る区域を次のように変更する。  
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第百三十五号**

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設

事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 須玉川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十五年三月二十八日
- 三 廃川敷地等の位置 北杜市須玉町小倉字中川原三九六二番二
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 四千三百九・五五平方メートル

### 山梨県告示第三百二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の五第二項の規定により、指定試験機関の名称を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定試験機関の名称  
変更前 財団法人不動産適正取引推進機構  
変更後 一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 二 変更しようとする年月日  
平成二十五年四月一日
- 三 変更の理由  
一般財団法人に移行するため

### 山梨県告示第三百二十七号

宅地建物取引主任者証交付者の受講すべき講習の指定（昭和五十六年山梨県告示第二百一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

一中「社団法人山梨県宅地建物取引業協会」を「公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会」に改める。

## 公 告

### ● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

山梨県公報 第二千三百十号 平成二十五年三月二十八日

県営畑地帯総合整備事業（日川右岸地区小佐手工区）の換地処分を平成二十五年三月二十二日実施した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

### ● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十五年三月十三日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

### ● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町押越字曲淵東九二番一及び九二番二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田 克己

### ● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により市川三郷町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 都市計画の種類  
市川三郷都市計画下水道  
（市川三郷町公共下水道）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左卫門

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、企画推進監」を削る。

別表第一県教育委員会事務局の項中「、企画推進監」を削る。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第二条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「及び大学院」を削る。

第十五条中「地域学園」を削る。

第二十二條第二項中「、企画推進監」を削る。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

その他

専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

専門学校山梨県立農業大学校管理者

山梨県農政部長 加藤 啓

啓

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程(第一号)の一部を次のように改正する。  
別表(第九条関係)  
一 養成科

分野	科目	区分	時間数		果樹学			園芸学科		
			第一学 年	第二学 年	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
教養	英語	講義	一五	一五	—	—	—	—	—	—
	体育	講義	三〇	三〇	—	—	—	—	—	—
	化学	講義	三〇	三〇	—	—	—	—	—	—
	化学	講義	一五	一五	—	—	—	—	—	—
	生物	講義	三〇	三〇	—	—	—	—	—	—
	数学	演習	—	—	—	—	—	—	—	—
	数学	講義	—	—	—	—	—	—	—	—
	社会学	講義	—	—	—	—	—	—	—	—
	文章表現	講義	—	—	—	—	—	—	—	—
	生産 技術 共通 専門	植物生理	講義	—	—	—	—	—	—	—
病虫害		講義	—	—	—	—	—	—	—	—
土壌肥料		講義	一五	一五	—	—	—	—	—	—
土壌肥料実験		講義	—	—	—	—	—	—	—	—
生物工学実験		講義	—	—	—	—	—	—	—	—
環境保全型農業		講義	—	—	—	—	—	—	—	—
農業機械		講義	—	—	—	—	—	—	—	—
農業機械実習		講義	—	—	—	—	—	—	—	—
施設園芸		講義	九〇	一五	—	—	—	—	—	—
施設園芸		講義	—	一五	—	—	—	—	—	—



附則

合計	卒業研究	実際のビジネス	アグリビジネス	経営管理	果樹			
					花き	野菜	果樹	果樹
	卒業論文	先進農業派遣研修	流通販売研修	農業経営 農産物流通 農業マーケティング 簿記 情報処理論 産地育成	花き栽培 専門実習	野菜栽培 専門実習	果樹栽培 専門実習	作物栽培 農産物加工 農業施策 農業法規 国際農業と食料 食品衛生 加工実習 共通実習
	演習	実習	実習	講義	実習	講義	実習	講義
			六〇	一五	二四〇	二四〇	二四〇	三九〇
	二七〇	三三〇	三〇	一五	一八〇	一八〇	一八〇	三〇
単位 九十七	九	—	—	—	—	—	—	—
単位 九十七	九	—	—	—	—	—	—	—
単位 九十七	九	—	—	—	—	—	—	—

- (施行期日)
- この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)
  - この規程による改正後の専門学校山梨県立農業大学校学則別表の規定は、この規程の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

山梨県議会訓令第1号

山梨県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県議会議長 浅川 力三

山梨県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年山梨県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第六号様式中「溢皿」を「溢皿」に改める。

第八号様式中「山梨県政務活動費の交付に関する規程」を「山梨県政務活動費の交付に関する規程」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番